

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



■第3回名古屋高裁金沢支部包囲行動 元裁判官が語る悔いの残る判決■

「認識が甘かった」海保元裁判長語る・・・

8月20日、9月20日に続く3回目の「包囲行動」を10月20日(金)に行いました。第48回衆議院議員選挙の投票日の2日前という慌ただしさの中、それでも1回目、2回目とほぼ同程度の60名を超える支援者の皆さんが集まりました。

デモは曇り空の下、四高記念公園を午後2時10分にスタート。「樋口判決」の一部の朗読、シュプレヒコール、脱原発の替え歌などを歌いながら裁判所前へ。



裁判所前でのスタンディング

2時50分より裁判所前でのスタンディング。福島から足を運ばれた武藤類子さんのスピーチと島田広弁護団長の経過報告に続いて、当会の代表である中嶋哲演さん・島田弁護団長らで、審理打ち切りの再考を促すための2730人分の署名を裁判所に提出(協力をいただいた全国の皆さんに多謝!)。そして木原壮林さん・後藤由美子さんらのスピーチや「樋口判決」の朗読など。この間に、通行人には、11月20日の第13回口頭弁論傍聴のためのチラシや『樋口判決要旨』(16頁の小冊子)の配布を行う。3時40分頃には金沢弁護士会館へ移動。



海保元裁判長の特別トーク

聞き手は鹿島弁護士

弁護士会館では、午後4時から海保寛元裁判長の特別トークが約1時間にわたって行われました。海保さんは答えにくいであろうテーマについても、真摯に語られました。今号では、大飯3、4号機差止訴訟の弁護団の一人である鹿島弁護士の質問に答える形で進められた海保寛さんの特別トークを中心に報告します。

■次回口頭弁論は 11 月 20 日(金) 14 時開廷■

➡これまでの経過

- ▼ 7 月 5 日：第 12 回口頭弁論期日にて裁判所がすべての証人尋問等を却下。これを受けて、原告代理人が裁判官忌避の申立て。
- ▼ 7 月 10 日：原告代理人が忌避理由書の提出。
- ▼ 7 月 13 日：忌避却下される。
- ▼ 7 月 20 日：原告代理人が最高裁へ特別抗告。
- ▼ 8 月 7 日：裁判所包囲行動についての記者会見
- ▼ 8 月 20 日：第 1 回裁判所包囲行動
- ▼ 9 月 15 日：金沢支部より、11 月 20 日の期日において審理終結予定の事務連絡。
- ▼ 9 月 20 日：第 2 回裁判所包囲行動
- ▼ 9 月 26 日：終結連絡への抗議声明。裁判所へ審理継続の上申書提出。
- ▼ 10 月 2 日：裁判官忌避の特別抗告棄却（最高裁第一小法廷）
- ▼ 10 月 3 日：特別抗告棄却に対する抗議声明。

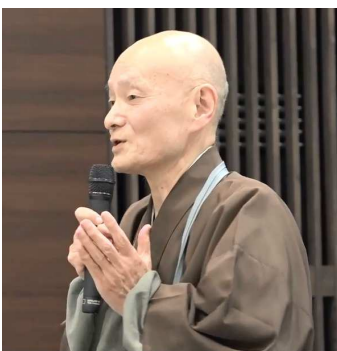
金沢弁護士会館での集会

（全員が裁判所前から、弁護士会館に参集するまで、当会で作成した樋口判決の朗読ビデオを流す）

◆中畠哲演原告団長あいさつ

先ほどもスタンディングの際に報告がありましたように、皆さんからご協力をいただいた 2730 筆の署名を提出してまいりました。

「樋口判決」はまだ生きています。被告側はこ



れをひっくり返そうとして、今高裁で審理が行われているわけですが、先ほどありました樋口判決の朗読の中に福島原発事故以降において「万

が一」のことが起こり得るかどうかの判断をするのが裁判所の使命であって、それを避けることは許されないという文言がありました。そのことが今問われているわけです。このことを曖昧にしたまま結審しようとしていることに対して、抗するために私たちは今日も集まっているわけです。

福島から武藤類子さん、そして裁判の当事者中の当事者であられた海保元裁判長から今日は貴重なお話を聞かせていただくことになっています。

3.11 以降の原発の再稼働については、立地地元や電力消費地を含めた世論調査でも一度たりとも賛成が反対を上回ったということはなかったわけです。その潜在的な世論を私たちはどう引き出して、顕在化させ、形にしていって、福井地裁の判決を守り抜いていけるのかを今日皆さんと一緒に考えたいと思います。

海保元裁判長特別トーク

*以下、それぞれのトーク部分について、鹿島弁護士を「鹿島：」、海保寛元裁判長を「海保：」とそれぞれ略させていただきます。

▼鹿島：海保さんの経歴をご紹介します。1993 年、高浜原発 2 号機訴訟、大阪地裁一審判決の裁判長を務められました。その後、福岡高裁宮崎支部の支部長、鹿児島地裁の所長などを歴任され、2002 年に定年退官されました。その後、弁護士を務められたあと引退され、現在は安保法制違憲訴訟の原告などを務められています。

海保先生、本日はよろしくお願いいたします。

▼海保：海保です。どうぞよろしくお願いいたします。

▼鹿島：本日は 30 分程度、私が海保先生からお話を伺った後、一旦休憩をはさみ、その後、皆様から質問を受けたいと思うのですが、既にお手元に配布されている質問用紙に質問事項をご記入の上、休憩時間にそれを回収して、その後、私の方から質問をさせていただくという形式でやらさせていただきます。

では、始めさせていただきます。海保さんは、1993年に出された高浜原発2号機差止訴訟の大阪地裁一審判決の裁判長を務められているのですが、その結論をお示ししたいと思うのですが・・・(スライドを示す)。「以上の次第であるから、安全管理という観点からすると、本件伝熱管のうちには破断の危険性があると判断されるものが存在するといえるけれども、本件伝熱管が破断し炉心溶融に至る具体的危険性があるとは認め難いので、原告らの本件差止請求は認めることができない。」という結論の判決を出されました。

まずPWR(加圧水型原子炉)の「アキレス腱」とも言われる伝熱管の破断の危険性を認定したというのは非常に大きいと思うのですが、このような判断をされた理由をお聞かせいただけますか。

▼海保:簡単に言いますと金属は全部、粒子ですね。その粒子の結合が離れていくのがひび割れです。ひび割れの進展速度が問題になりました。伝熱管を交換するまでの間にひび割れが破断してしまったら事故になるわけですから、その進展速度が問題になったのです。その時にその進展速度をどういうふうに見ていくのかというのが争点の一つになりました。

電力会社の方はその進展速度は、試験結果の平均値で進展速度をみていくという考え方なんですね。ところが、進展速度の試験結果をみていきますとばらつきがあります。早いものもあれば遅いものもある。そして、そのうちの平均を取るといえるのは、これは何としても納得がいかない。やはり危険性ということと考えたら、一番進展速度の早いものを基準に考

えていかなければいけないのではないかと。

もうひとつは、傷があるかどうか、その深さがどの程度かという検査機の精度が非常に低いのではないかと私は考えました。縦割れのひび割れについては、検査結果はうまく出るのですが、横割れ、つまり水平の割れについてはなかなか検査では出てこない。検査機器が十分なものがないんですね。

ですから、そういう検査をやってみてひび割れの進展速度が一番早いものを基準に考えるべきではないか、ということ判断の基準にすれば、次に伝熱管を交換する時期までの間に破断する危険性があるということになるでしょう、ということなんです。

▼鹿島:ただその伝熱管破断の危険性を認定しながら、結論としては炉心溶融に至る具体的危険性があるとは認めがたいということで差止め請求を棄却したということなのですが、その理由についてもお聞かせ願えますか。

▼海保:これがこの判決の一番問題なところですね。私自身も判決のこの部分が一番認識が甘かったと考えています。と言いますのは、結局、専門家が考えていることを信頼し過ぎたというのでしょうか。

伝熱管1本が破断したときに、どういう措置をとっていくのか。収束までのマニュアルみたいなものがありまして、それによれば問題なく収束するんだというのが電力会社の言い分であり、それを当時の安全委員会が認めていたんですね。それにすっかり乗ってしまったというのがこの判決です。

この判決を言い渡したときに、その日の夜にニュースステーションという番組で、久米宏さんが「この判決は分かったようで、分からない判決だ」という批評をされました。私もその批評を聞いて「そうだな」と思いました。結局、当時の安全委員会の指針である「安全審査指針」を信頼してしまった。結局、1本破断しても、こういう手当をすれば落ち着くんだ、という手順が書かれているわけですね。その時間帯も書かれていた。うろ覚えですが、48分程度で収束するという解析結果が出てきた。それをそのまま信用しました。



判決を報じる当時の新聞

▼鹿島：この判決は1993年に出されたものですが、その前年の1992年に伊方原発の最高裁判決が出されています。この最高裁判決がこの大阪地裁一審判決に与えた影響というものをお聞かせいただきますでしょうか。

▼海保：どこの裁判所でもそうだと思うのですが、これは非常に大きな影響を与えていると思います。私もこの最高裁判決は当然、意識していました。高度の科学技術に関する専門知識については、専門家の意見を尊重すべきである、というのがこの最高裁判決の基本です。これは後で考えると、結局、専門家にお任せということですね。条件は付いているんです。「万が一」にも事故を起こさない…。

▼鹿島：(スライドを示しながら。下記参照) 私のほうで、伊方最高裁判決をまとめてみたのですが、安全審査の目的が、「万が一にも(事故が)起こらないように」というところでしょうか。ただし科学的専門技術的意見を尊重すべきだというそういう判決であるということでしょうか。

▼海保：そうですね。それで裁判所の方がそれ(編注：専門家の意見の尊重)を言うだけだったら全く無責任ですね。だけど万が一にも事故が起こるようなことはしないでくださいよ。それで終わってしまったら裁判所の責任はないわけですね。それで「看

過し難い」というのが出てくるわけです。見過ごすことができないような誤りがあれば、それは裁判所がチェックします・・・ということになります。

▼鹿島：やはりこの伊方最高裁判決の判断枠組みに則って、判断をしようということになったということでしょうか。

▼海保：そうですね。

▼鹿島：伊方最高裁判決の問題点については、先ほどもおしゃいましたが、もう少しお話を伺えますでしょうか。

▼海保：この最高裁判決を読んだとき私は、あまり抵抗を感じなかったですね。その通りだと。専門的な知識がどうしたって必要なんだから。でもこの福島事故をみると、ちょっと考えなきゃいけないんじゃないかと思いました。というのは、この最高裁判決が出てから、私たちが判決を書いたわけですが、その時点ではこの判例についての解説はまだなかった。

▼鹿島：(スライドで)「解説」を出したいと思います。(下記参照)

▼海保：この解説では、原発の持っている危険性というものと他のプラントの持っている危険性というもの…例えば航空機や自動車など…を同じような感覚で見ている。そしてそういう解説をしているというのがひとつは問題だと思います。同列には見れないでしょう、と私は思うのです。それは福島の事故を見てからですけれどね。それまではあまり考えな

■伊方原発設置許可処分無効確認等請求事件 1992年最高裁判決

- 安全審査の目的：深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため
- 科学的・専門技術的意見の尊重
- 違法性の判断基準：現在の科学技術水準に照らし、具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは具体的審査基準に適合するとした調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がある場合は違法
- 立証責任論：立証責任は事実上行政庁に転換
- 審査対象：基本設計論

■伊方最高裁判決 調査官解説

「現在の科学技術水準に照らし」としているが、どの時点の科学技術水準により判断すべきかは、科学的経験則の問題であり、従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りがあることが現在の学界の通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解(これが当該訴訟において用いられるべき経験則である。)により判断すべきであろう。」

かった。同列に見たというのはおかしいじゃないか、ということです。あと一つは、福島事故が起きる前でも、その解説でちょっとおかしいなと思ったところは、専門的なことについては専門家の判断を尊重しましょうと言っているわけですが、その専門家とは誰のことなのか。それは、その専門分野の「通説的見解」に従うとなっているわけです。その「通説的見解」とは何なのかということも問題になりますね。何で解説の中で「通説的見解」ということを言うのかというと、それがその専門科学技術分野での経験則である、という説明なわけです。これはちょっと私は首を傾げたですね。

▼鹿島：その伊方最高裁判決の判断枠組みに則って、1993 年に一審判決を出されたわけですが、今振り返ってみて、その判決をどう思われますでしょうか。

▼海保：私の出した判決ですね。これはやっぱりですね（しばし沈黙）、やはり悔いますね。もう少し踏み込まなければいけなかったと思います。伝熱管 1 本ということで処理しましたが、実は小さな事故が他のことを誘発してどんどん大きくなっていくというのは、実はスリーマイル原発事故で経験しているんですね。チェルノブイリもそういう面があるんですよ。今度の福島の事故についても、津波とか地震とかによる大きな事故が契機になっているかもしれないですが、そればかりではない。それに付随して何かがあるはずだと…。そんなことを考えたときに、あの吉田調書の中で手順書の問題が指摘されたことがありました。ご存知だとも思いますけれど、手順書がありながら、大勢の職員がそれがあることも知らなかったし、その内容も知らなかった。ああいう事態において、手順書に基づいて何かをしたかと言えば、誰も何もしなかった。専ら電気に頼っていたものだから、ボタンを押すことしか自分たちの仕事として考えていなかったというようなことを吉田さんが言っているんですね。これは大変大きな問題だと私は思います。ですから、小さなことでもそれらが重なっていくという危険性が多分にある。そこを私は見落とししましたね。それとチェルノブイリ

とかスリーマイルの事故はよそ事であり、日本ではあんなことは起きないと思ってましたので、それが甘い判断となったと思います。

▼鹿島：福島第一原発事故を経験した今、あるべき原発差止訴訟における判断枠組みということで、何かお考えになられていることはあるでしょうか。

▼海保：これは非常に難しいと思います。朝日新聞の記者にも聞かれたのですが、最高裁判決の判断枠組みを採用してチェックを厳しくする方法と、先ほどの朗読のあった「樋口判決」のように実際の証拠からダイレクトに見ていく方法がある。後者の「樋口判決」は、権利と権利の衝突ですよ、とはっきり言っている。人権の中でも中核的な部分である権利と経済活動の権利が衝突したときに、どちらを重く見るのか。そんなことは明らかでしょう、と言っている。こんな明快な判決はないですね。それを基本に考えていったらそんなに難しいことではない、というのが「樋口判決」なんですが、これは裁判所の中ではなかなか通りにくいだろうと思います。

▼鹿島：それはどうしてでしょうか。

▼海保：実際に何か拠所がないと判断は難しいですね。理屈を書いていくときに、「ひとつのこういう基準があります。この基準に従ってこういうふうにしました。」「その基準というのは合理性があるのか、そしてその基準通りになされたのか」というふうに判断していくのと、「もともと判断すべきものはどういうものを取り上げなければいけないのか」ということを考えていくのでは難しさがまるで違うと思います。ですから裁判所の中で、「樋口判決」と同じようなことをやっていくことは非常に難しいだろうと…。

▼鹿島：その難しいというのは、論理の展開が、ということでしょうか。

▼海保：そうではないんですね。論理の展開云々というのではなく、平たく言うと判決を書きにくいということです。

▼鹿島：そういう意味で 3.11 以降に、住民側が勝訴したものとして大津地裁の高浜原発の仮処分決定が

あります。山本裁判長によるものですが、この「山本決定」についてはどのようにお考えですか。

▼海保：あの「決定」の書き方というのは、伊方最高裁判決に則った非常にオーソドックスなものだと思います。だけど厳しくみていると思いました。そういう意味では「樋口判決」と同じように高く評価すべきものだと私は思っています。

▼鹿島：脱原発弁護団の中でも、樋口判決派と山本決定派の派閥がありまして、海保さんはどちらですか。（会場：笑）

▼海保：これは…（笑）。たとえばですけど、私が裁判官だったとしたらです。やはり、どっちかと言ったら、「山本決定」のほうが書き易いかなと思います。でも、なかなか難しい。それから、裁判官は上級審を意識します。その時に上級審が自分の書いたものを破らないようにという意識が働きます。そうすると、まあ、あの「山本決定」は簡単に破られましたけれども、あれはそう簡単に破られるものじゃないだろうと思っていました。

「樋口判決」については、高裁の裁判官が判断手法を伊方の手法をとるんだということになれば、一審判決の中身に触れないで、いきなりそっち（編注：伊方最高裁判決の判断手法）へ行って判断してしまう。そうすると簡単に破られてしまう。「樋口判決」は裁判の歴史に残る素晴らしい判決だと思います。だけど、現実には裁判実務を考えた時には、むしろ高裁で破り易い判決であろうと…、これは、私の感覚ですから、実際のところは分かりません。

▼鹿島：3.11以降に出された主な原発裁判の判決・決定を（スライドに）まとめてみました（次頁の囲み参照）。私たちが勝っているものだけではないです。最初に大飯原発の「樋口判決」があったのですが、その後は住民側の請求を排斥している決定が多く出ています。そのことについて、海保さんはどのようにお感じでしょうか。

▼海保：川内原発、鹿児島地裁の決定を読んだ時に唖然としましたね。「福島をふまえて」ということは書いてあるんです。しかし、本当にふまえた

ら、ああいう決定は書けないだろうと私は思います。と言いますのは、一般的な話題に飛びますが、福島の事故はまだ原因もはっきりとは分かっていないんですね。また、事故がどういう経過を辿ったかということは全く分かっていないんです。

福島の事故を最初にニュースで見て、あの水素爆発に私は「あっ」と思いました。その後、3月15日の新聞で2号機の圧力抑制室がおかしくなっているというニュースが出ました。そこが何でそうなったのか、津波ではないことは確かです。地震が影響したかもしれないけれど、他の圧力抑制室には損傷が無かった。実際に見れないから、破断したのかどうかは分かりませんが、事故が起きたことは間違いない。あんな大切な箇所です。その原因すら分かっていない。2号機の事故がああいう形になった。4基ありますけれど、それぞれ違います。一律じゃない。その過程をはっきりしない限り、基準は立てられないだろう、分かったとは言えないと思います。

これが、鹿児島地裁の決定を読んだら「一部不明なところはあるけれど、事故の原因、過程、それは明らかだ」と書いてあった。これは、びっくりしましたね。どうしてそういうことが言えるのかなと。電力会社はそう言うでしょうね。でも、とても、裁判官がそういうことを言えるものではないと思います。そういうところから、非常に問題なところがあります。

▼鹿島：先ほどの「山本決定」では、福島原発事故の原因が解明されていないということが指摘されていたわけです。けれども、それを受けた大阪高裁決定では、今おっしゃったような、「原因は大要分かっている」という認定がなされていると思います。他の決定についても問題があるというお考えでしょうか。

▼海保：大阪高裁の決定も宮崎支部の決定も鹿児島地裁の決定も、3つとも似ています。「もう福島事故のことはおおそ分かっている。原発は地震と津波を考えりゃいい。それに対する安全対策はとれている。細かいことは考える必要がない。専門家が安全

■ 3.11以降の主な原発裁判の判決、決定

- 2014年5月21日 大飯原発訴訟 福井地裁判決 ○
- 2015年4月14日 高浜原発仮処分 福井地裁決定 ○
- 2015年12月24日 福井地裁異議審決定 ×
- 2015年4月22日 川内原発仮処分 鹿児島地裁決定 ×
- 2016年4月6日 福岡高裁宮崎支部決定 ×
- 2016年3月9日 高浜原発仮処分 大津地裁決定 ○
- 2016年7月12日 大津地裁異議審決定 ○
- 2017年3月28日 大阪高裁決定 ×
- 2017年3月30日 伊方原発仮処分 広島地裁決定 ×
- 2017年6月13日 玄海原発仮処分 佐賀地裁決定 ×
- 2017年7月21日 伊方原発仮処分 松山地裁決定 ×

と認めているのだ」。簡単に言えばそういうことですよ。

▼鹿島：私は3.11以降、原発に関する考えは変えなくてはいけない、また、変わっていくだろうと思いました。2014年5月21日の「樋口判決」を皮切りに連戦連勝で行くだろうと思いましたが、現実にはそうはなっていないです。海保さんは、3.11を経験して原発裁判がどのようになっていくという予想をお持ちでしたか。(上の表参照)

▼海保：規制委員会があんなに早く基準を出したのはおかしいので、裁判所はそこをしっかりと見ていくだろう、だから、裁判所は厳しい判断をしていくだろうと思いました。それで実際に、「樋口判決」と「山本決定」を見てみると、非常に厳しい見方をしています。でも、その後は、言ってみれば「あなたまかせ」の判断ですよ。

▼鹿島：「あなた」というのは誰ですか。

▼海保：専門家、規制委員会、「通説的見解」、そういうことですね。それが、最高裁の伊方判決は「万が一にもということも考えなさいよ」と言った、「それも考えてやっている」と言いたそうです。

それから、規制委員会設置法が出来たのも福島事故が契機です。「二度と福島事故のようなことを起こさないように」というので、規制委員会を作っ

た。その設置法の4条1項1号で、(福島のような事故を起こさない)安全の確保が規制委員会の職務であり責務であると、さらに10号には、規制委員会は事故を調査する権限と義務があると、そういうことを言っています。そうだとすれば、福島事故をきちんと調査しなければいけない。政府事故調、国会事故調、東電の事故調査、その他民間の2調査…などの報告を見ただけで「調査をした」とは言えない。独自の調査もしっかりして、しっかりした基準を作らなきゃいけないということです。

▼鹿島：規制委員会がきちんとした基準を作っていないという状況があるにもかかわらず、規制委員会の判断に追随するような決定がいっぱい出ています。他方で、「裁判所には専門技術的な判断はできないんだ」という意見もあります。その点について、いかがお考えでしょうか。

▼海保：学会などで専門家が「自分はこうだ」とか、よく意見を言いますよね。裁判官がその中身に入って「これはどうこう」と言うのなら、これはとても難しいだろうと思います。けれども、規制委員会などが「この判断をするに当たって何を考えたか」ということは、難しいことじゃないんです。

これは、私の原発裁判での経験ですが、粒界(りゅうかい)腐食割れの進行速度についても、それぞれ専門家の判断が入るわけです。そこで、「どういう実験が行われ、どんな物が使われて、どういう結果が出てきて、それをどう評価するか」ということの内の、危険性というところで線を引くとしたら、一番高いところに引けば良い訳ですね。そう難しいことじゃないと私は思うんです。

▼鹿島：この大飯原発控訴審で、規制委員会で基準地震動の審査に関わった島崎邦彦さんの証人尋問がありました。それを受けて、他の問題がどんどん出てきて、東大地震研の額先生のお話などをぜひ聞

いて欲しいと裁判所に求めました。それを却下されたまでの経過を、海保先生にビデオをお送りしました。島田弁護団長の力作ビデオです。この控訴審の流れをご覧になって、何か思われるところがありますでしょうか。

▼海保:ビデオを見て感じたことですが、私は、証人申請を却下したというのは「もう、そこまでやらなくても良いじゃないか」の意味で却下というのもありうると思います。実際には「それについて相手方はどう考えたのか。どういう判断をしたのか」ということに目が行くところです。更にその点について審理を開かなくても、たとえば「地震動、地域特性のところで問題が出てきている」、その地域特性と電力会社のした調査、それが明らかに出てきたわけです。「電力会社とは違う意見が出ています。それなら電力会社はどう考えるのですか」と裁判所が問うべき段階です。

もし、私が裁判官としてその事件を扱ったとしたら、「そこをどう評価したんですか。そういうことは規制委員会も分かっていたんですか。それを規制委員会はどう評価したんですか」、そっちに関心が行きます。

そういうことだったら、却下されてもどうってことないですよ。それならば、もう一度、規制委員会を含めて話が出てきますから、そうしたら、「規制委員会がこう言っているんだけど、どうなのか」というのを更に証拠で見ていく、そういう作業を普通、裁判官はするだろうと思います。

そうじゃなくて「もう…聞きたくない」ということなら、困るわけです。実際は、私は分かりませんが、もしそういうことであれば、それをどうやって乗り越えるか、いろいろと考えなきゃいかんでしょうね。

▼鹿島: この控訴審の裁判長はいま内藤正之裁判官ですが、内藤裁判官は…ご存知ですか。

▼海保: 彼がどういう人かということは知りませんが、知っております。私が大阪に居た時、彼がちょうど(判事補としての)初任だったですね。

▼鹿島: 内藤裁判官のことは…。

▼海保: 知ってますけれど、人となりは知りません。(会場: 笑)

▼鹿島: 「樋口判決」の翌年に高浜原発の仮処分が樋口裁判長によって認められましたが、その後に福井地裁に最高裁事務局経験のエリート3人が集められて、樋口裁判体の仮処分決定を覆しました。私たちの見方になってしまうのかもしれませんが「最高裁の恣意的な人事」があるのではないかと思います。私どものような意見について、何かお答えいただけることがありますでしょうか。(会場: 笑)

▼海保: これは…無理ですね。実際、私は、もう裁判所を離れていますし、分かりません。…そういうふうに見られてしまうというのは、裁判所にとって非常にマイナスですね。信頼が失われていきます。残念なことだと思います。そういうことは無いと思いたいし…なんか自分の古巣ですから。ただ、原発の訴訟ばかりじゃなく、いろいろと言われていますね。…まっ、何とも言えません。

▼鹿島: 最後の質問。大きな質問で恐縮なんですけど、裁判官とはどうあるべきか、お考えがありましたらお話をうかがいたいのですが、いかがでしょうか。

▼海保: すごく大きな質問で答えを一口でなかなか言いきれませんね。大阪地裁での判決について、私がNHKのインタビューに答えたり、朝日新聞の記者に話したりというのは、「社会の一員として、自分が経験したことを社会に伝えなきゃならない」というのがあると思うのです。本音を言えば話したくないけれども、そういうことを伝えなきゃいけないものがあると思うんです。裁判官はやっぱり、そういうところは真面目と言いますか、真面目でなきゃいけないと思うんですね。なんか、そういうところはけじめをつけていく、自分のやったことについてのけじめです。あんまりかっこいいことは言えないんですよ。(笑)

一つ一つの事件についてどれだけやったかということになると、やはり大きなことになりますし、大変です。こういう原発訴訟を担当することになった

時の自分の気持ちは、正直言って「えらい事件を担当することになったな」というものでした。だけど、これは自分の生涯の裁判官人生の中で「そう有ることではない」と思うと「一生懸命にやろう」という気になりました。

▼鹿島：話しづらいことまで聞いてしまいました。すみません。ありがとうございました。

質疑応答セッション

▼鹿島：皆さま、ご質問いただきまして、ありがとうございます。申し訳ないのですが、時間の関係上、質問を限らせていただきます。あと、裁判官人事のご質問については、なかなかこういった場では、先ほどお話しいただいた以上のお話はできないということです。ご了承ください。と思います。

▼鹿島：まず、高浜原発一審判決を出された前に、美浜原発2号機で伝熱管破断の事故があったということなのですが、「判決を書かれる過程で参考になりましたか」というご質問です。

▼海保：これは判決の中にも書きました。美浜でそういう事故が有って、それがどういう経過を辿ったかというのを書きました。一応、それで収束しているので、「まあ、1本の破断ならば収束するであろう」、そういうふうに考えました。

▼鹿島：「国民には裁判官に圧力がかかっているのではないかと感じる」ところがあり、海保さんは感じたことがありますか」というご質問ですが、どうでしょうか。

▼海保：私は無いんです。よそからの圧力というものを感じたことは無いって言いますか、あんまり考えないですね。それは考えないですけど、裁判官は事件によっては感じることもあるだろうと思います。ひとつの例として、古い話になるんですけど、公安条例違憲訴訟「デモを規制する条例は違憲だ」というのがありました。あれの時に担当裁判官は圧力を感じたと思うんです。それでも、「どうしても、このデモの規制はおかしい」という時に、どう判断

したかと言ったら、条例自体の違憲ということに触れないで、「運用がいけない」＝運用違憲という判断をしました。これは、やはり、いろんなことを意識していたと思いますね。

▼鹿島：先ほど話のあった伊方判決の調査官解説について、「調査官解説には法的にどんな意味があるのでしょうか。また、調査官とはどんな権限を持っているのでしょうか」というご質問です。

▼海保：私は調査官をやったことはないですが、調査官をやっている人はたくさん知っています。調査官は、裁判官が合議で判断するのに必要な資料を集めて、合議をし易いようにするというのが基本的な仕事です。ですから、いろんな資料を全部持っていますから、最高裁の判決の中で重要なものを判例委員会というところで決めるのですが、「それに載ったのは、その担当調査官が解説しましょう」ということで、「判例解説」というのが出ています。最高裁になってから（編注：1947年？）ずっと出ています。それまではそういうものが無かったんです。調査官はあくまでもそれだけのことで、とくに何の権限もありません。

▼鹿島：その話ですが、伊方判決の調査官解説は、ある種のミスリードがあるのではないかというお話があったと思いますが、そのようなお考えということでしょうか。

▼海保：福島事故後、他の学者がああ判決を読み直して何か評論を書いたら良いんじゃないかという印象を私は持ちましたし、今も持っています。でも、書く人がいないですね。司法試験委員になりたいなんてことを考えている学者さんだったら、おそらく書くのを嫌がるでしょう。まあ、学者さんでも、あれに触れたくないって人が多いでしょう。しかし、私は、あれは誰か評論を書いて良いと、誰か若い人が書かないかなと思います。

▼鹿島：「樋口判決」について「上級審を意識しないで書かれたものと思われませんか」と、ちょっと難しい質問ですが、お願いします。

▼海保：何とも分かりませんが…。あの判決

を読むと「そういうことよりも、自分たちの考えはこうだ」というのを前面に出したということだと思いますね。

▼鹿島：「3.11 以後、厳しい判決が出ると思われたのに実際はそうならなかったのは、なぜでしょうか」、またほかの方からも「事故直後は裁判所が変わっていくのではないか」という雰囲気があったのですが、原発事故から 6 年以上が経って、また元の安全神話によりかかるような傾向が感じられます。それはなぜなのでしょう」というご質問です。

▼海保：私もなぜなんだろうと思います（笑）。ちょっと不思議ですね。その後に 3 つも立て続けに出たというのは、どういうことなのかなあというふうに。やはり、さっきも言いましたように、福島を事故を本当にふまえて訴訟の審理にあたっているかどうか、その一点だと思います。

▼鹿島：他にもご質問をいただいているのですが、私の段取りが悪いせいもありまして、時間も参りましたので、このあたりで終了させていただきます。本日は、海保先生、ほんとうにありがとうございました。（拍手）

▼海保：舌足らずの部分が多いなと思っているんですけども、ご容赦ください。ありがとうございました。

武藤類子さんのお話

（一度はこの「樋口判決」維持のためのアクションに



参加したかったという武藤類子さんに、特別トーク後に海保さんのお話の感想や福島の現状などについて話をいただきました。）

みなさんこんばんは。福島から参りました武藤類子と申し

ます。いま海保先生の、ほんとうに誠実で真摯なお話をうかがいまして本当に心から感動いたしました。ありがとうございました。

こんなふうにですね、原発事故の後に「悔いた」という言葉を先生が使われましたけれど、社会全体がこの原発行政ですとか、経済優先の社会のあり方というものを悔いて改めるという、そういうことが行われれば、この福島の原発事故のあとに起き続けている今の状況というのは変わってきたのではないかなと思うんですね。私もやっぱり原発事故の後にこの社会は少しずつ変わるんだという、ほんとうに期待をしました。でもそれはやっぱりそれは幻想だったというのが今の私の思いなんです。

今、福島は原発事故から 6 年半経ちまして、どんなことになっているかと申しますと、原発のサイトの中では何も解決していない問題がどんどん深刻化しています。排気塔を支える鉄骨に破断が入ったんです、それがいつ倒れるかわからない、だからこれからまだなにが起きるかわからない、そういう状況のなかに、福島への帰還政策がどんどん進められています。そのそばに帰りなさいと言われていて、その帰るというのでも「安全になったからどうぞお帰り下さい、事故前の線量に戻ったからお帰り下さい」というのでは決してなくて、私たちが事故前になんとか我慢できるという、1 年間に 1 mSv というその線量の 20 倍、20mSv 以下だったら、「まあ、健康にはそんなに影響ないだろうから、帰ってください」というふうに言われているわけです。「放射能はあるけれども我慢して暮らしてね」というのが、今の福島で行われている帰還政策です。

そして、2200 万個ある放射性のゴミ、除染による廃棄物、それとともに私たちは日々暮らしています。学校の校庭にも、土の下にそれが埋まっているという状況です。今それが今年中に中間貯蔵施設に運び込めるというのが 50 万個だけなんです。だから何年たったらこの放射性のゴミがなく

なるんだろうかと思います。で、環境省はそういうことを踏まえて、こんどは、「それを再利用しよう」ということになってしまうわけなんです。

だからなんていうのかな、被害者、そしてそこに住む住民のことが優先されるとかその人たちのことを思うというよりは、なんとかこの事故を収束させて、「被害はないんだ、被害者なんていないんだ」、そういう方向に持っていこうとしているように感じます。今年も大規模な避難解除がありました。たくさんの人たちが帰っていいよと言われたけれど、そんなに簡単にみんな帰れるわけではないんです。で、帰らない人たちには賠償や住宅の提供がどんどん打ち切られていきます。

そのなかで、生活に困窮しているいわゆる自主的避難と呼ばれている人たちがとても大変な思いをしています。でも帰った人たちも、インフラが十分に充実してるわけではないです。たとえば飯館村では、診療所が開設しているのは週 2 回午前中だけなんです。そういうところに帰ったとしても、事故の前のような暮らしはできません。帰っても帰らなくても、ほんとうにそれぞれの苦難があります。そして、健康被害に関しては、甲状腺がんがいま 190 人と言われていますけれども、それが正確な数字ではなかった、すべての甲状腺がんの方を網羅している数字ではなかったということが分かりました。そういうことに関しても、私たち県とか県民健康調査課とかにいろいろ交渉に行くわけですけど、やっぱり専門家の意見というのが一番尊重されてしまうんです。そして「専門家たちが安全と言っている、原発事故との関連は考えにくいと言っている」、そういうことで結論付けられていくことに、不安と憤りを感じています。

それからもう一つ大きなことでは、原発事故の前は原発の安全神話、今はまたその神話がよみがえらせようと言われていますけど、もう一つ福島の中で起きているのは放射能の安全神話なんです。私が住んでいるところのすぐ近くに、環境創造セ

ンターというものができました。そこでは、人々に対する放射能教育をしています。福島で放射能教育は重要ですけども、どんな放射能教育かというのがとても大切なんです。ところが、そこで行われているのは、「自然界にも放射能はある、そして飛行機に乗っても被ばくをする、放射能というのは医学にも科学にも寄与しているんだ、放射能はそんなに恐れるに足るものではないんだ」という、そういう教育になっています。子どもたちは「やっぱり福島が汚染されてしまった」ということにとても傷ついています。そこに「まあそんなに大したことではないんだよ」というメッセージが行くと、それにやっぱり飛びついてしまうんです。「とっても安心した」「ここで勉強してとっても良かった」という感想を子どもたちがいっぱい残しています。そして福島原発の中に高校生が見学に連れていかれる、福島大学では授業の中で福島原発見学が授業に取り込まれている、たくさんの若い人たちを福島に呼んで、福島の復興をみんなに宣伝してもらおうという、そんなことも行われています。子どもたちや若い人たちに対するその、放射能攻撃、と私は思うんですけど、それが一番、いま憤っていることです。

原発事故というのは、その時もほんとうに大変ですけど、そのあとに途方もない人権侵害というものが起きてくるんです。今、そのことをものすごく感じています。私は福島原発告訴団というものを組織しまして、刑事告訴というものを 2012 年にしたんです。ようやく今年の 6 月に刑事裁判の初公判が始まりました。長い長い時間がかかってしまって、告訴人のなかにも亡くなった方がたくさんいます。私の仲間でも亡くなった人たちがいます。どうしてこんなに時間がかかったんだろうと思うんですけど、ようやく裁判が始まりました。でもその初公判の中で、東電の 3 人の被告人が「私たちには責任がない、私たちは無罪です」という主張をしました。「無いんです、責任は！」というチラシを少し持ってきています。ま

あ裁判ですから無罪だという主張はするかと思ってましたが、彼らが裁判所の法廷の中で実際に「自分たちは責任がないんだ」と言うのを聞いて、本当に唖然としました。びっくりしたというか、本当に言うんだな、と思いました。でも私たちがどうしてこの告訴、それから多くの損害賠償請求裁判、そして子ども（脱被ばく）裁判なんかをやっているかというと、同じことを二度と繰り返したくないからです。原発事故の被害者は私たちが終わりにしたい、それが被害を受けた者の責任だ、そう思ってこの告訴の裁判も行っています。だからこの裁判も私たちは負けるわけにはいかない、私たちは原告でもなんでもないんですけど、被害者にすら認定されなかったですけど、でも多くの被害者とともに刑事裁判を頑張っていきたいと思います。そして、損害賠償裁判、差し止め裁判、たくさんの裁判が次々に起きていくということで、原発や電力会社、国、そういうものを追いつめていけるのかなと思います。みなさんとともに頑張っていきたいと思います。今日は貴重なお時間をいただいて、ほんとうにありがとうございました。



〈特別寄稿〉

海保さんの話を聞いて思うこと

中垣たか子さん

（金沢市で長年にわたり脱原発の市民運動に関わってこられた中垣さんより寄稿いただきました。）

出せなかったレッドカード

海保寛氏のお話でもっとも印象に残ったのは、「これは、やはり悔いますね、認識が甘かった。もう少し踏み込まないといけなかった」という言葉です。大阪地裁の裁判長として93年12月に言い渡した高浜2号炉運転差止めの請求を却下した判決について、きわめて率直に語ってくださったこの言葉、「原告団長だった今は亡き久米三四郎さんがもし聞いていたら、なんとおっしゃることか」と思いながら聴きました。

91年2月9日、美浜原発2号炉で蒸気発生器の細管がギロチン破断し緊急炉心冷却装置が作動するという、炉心溶融には至らなかったものの「スリーマイル一歩手前の2.9マイル事故」とも言われた、当時の日本では最大級の事故が発生。この美浜事故が起きる以前から加圧水型原発のアキレス腱といわれる蒸気発生器細管の破断の危険性は危惧されており、細管の損傷が特にひどい状態—損傷率約60%という世界的にも例がないような状態—で運転が続けられていた高浜2号機は何としても止めようと署名運動などの取り組みが進められていました。そしてこの年10月、福井や大阪など近畿5府県の111名が「蒸気発生器がボロボロの高浜2号機は運転差止めを」と争点を細管破断の危険性に絞って大阪地裁に提訴し、その訴訟の裁判長が海保氏だったのです。

私はこの裁判の傍聴はしていませんが、関西の知人から、裁判官自らが原告、被告双方の証人に関電の主張の急所をつく厳しい質問をし、裁判の引き伸ばしを図ろうとする被告を抑えて迅速な審

理がすすめられている様子を聞いていました。判決が出るのは12月24日で「すばらしいクリスマス・プレゼントになる判決が出るかもしれない」と勝訴への期待がかなりあったのですが、言い渡された判決の主文は「原告らの請求を棄却する」というものでした。

ところが判決要旨を読むと、運転中の原発に対する人格権にもとづく差止め請求権を認め、炉心溶融事故が起これば150km離れた和歌山市まで放射能の害が及ぶとして111名全員原告適格を認め、運転中に蒸気発生器の細管が破断する危険も認めているのです。主文言い渡し直後、法廷の外で掲げられたのは、「高浜2号原発にイエローカード 事故の危険性を警告」という横断幕でした。

判決文の結論は、「本件伝熱管（細管）のうちには破断の危険性があると判断されるものが存在するといえるけれども、・・・炉心溶融に至る具体的危険性があるとは認め難いので、原告らの本件差止請求は認めることができない」となっているのです。私はこれを読んだとき「けれども」という逆接の接続詞のあと、論理がつながっていないと思いました。最後になって急にこけたような印象で「裁判官も書きながら悩んでいたのかもしれない」という気がしました。また、「具体的危険性とは何か」がよく分かりませんでした。電力会社が起きないと主張していた細管のギロチン破断が美浜2号炉で実際に起きていても具体的危険

性があると認められないなら、スリーマイル島事故のような炉心溶融が日本でも実際に起きない限り差止め請求は認められないということなのか。

「それでは裁判所の役割はいったい何なのか」と疑問と不安を感じたのです。

社会の一員として伝えなければいけない

久米三四郎さんがこの判決について「判決文の行間を読み、“私はここまで書いた、あとはがんばって止めてくれ”という裁判官の声を聞け”というようなことを言っていて、この久米さん流の叱咤激励の言葉は記憶にあるのですが、裁判長の名前はまったく覚えていませんでした。

『原発と裁判官—なぜ司法はメルトダウンを許したのか』（朝日新聞出版・13年3月発行）の第1章「葛藤する裁判官たち」の冒頭に、①科学技術論争の壁—「メルトダウンまでは踏み込めなかった」という証言を読んで、私はここで高浜2号炉訴訟の裁判長の名前をあらためて覚えしました。

新聞記者の取材に応じるだけでなく、関西電力を相手取った裁判の当事者の前で、自らが下した判決について語るといえるのは容易なことではないと思います。でも海保さんは「いやですよ、こんなこと話すのは」と言いながらも、専門家を信頼し過ぎ安全審査指針にそのまま乗ってしまったこと、スリーマイルやチェルノブイリについて知ってはいたが所詮は他所ごとだったことの反省なども含めて、「やはり社会の一員として伝えなければいけないと思っています」と話してくださいました。さらに原子力規制委員会への疑問なども、かなり踏み込んで言及されました。

退官された後も「福島第一原発の惨事を目の当たりにして、原発訴訟を担当した元裁判官として、海保さんは司法の役割を問い直している」と『原発と裁判官』に書かれている通り、最近の原発裁判の判決や決定はもちろん、福島事故に関しても吉田調書などもきちんと読み、考え続けてい



当時の中日新聞掲載の判決記事

る海保氏の姿勢には感銘を受けました。高浜 2 号炉運転差止め裁判では、原告が「自分らよりもよく勉強している」驚くこともあったと聞いていましたが、今もこの真摯な態度に少しも変わりはないようです。原発訴訟担当の裁判官は、ぜひ海保氏を講師にして勉強会をしてほしいものです。

裁判所は安全神話に戻ってしまうのか

質疑応答で印象に残ったのは、「福島事故から 6 年以上がたって、裁判所がまた原発の安全神話に戻っているように見えるが、それはなぜなのでしょう」という質問に対して、「私もなぜかと思っている」と、はっきりと答えられた場面です。また、裁判官の人事に関する質問には、直接はお答えいただけませんでしたが、「そういうことで、裁判所の信頼が失われてしまうのは残念です」とコメントされました。これは、裁判所への信頼が揺らぎかねない現状に対する裁判官 OB としての率直な気持ちの表れではないかと思いました。

伊方最高裁判決の判断枠組みに関する質疑もあり「福島事故を体験したいま、92 年の伊方判決調査官判例解説は再評価が必要ではないか」という指摘は、まったくその通りではないかと思いました。これはとても大事な問題だと思いますが、どうしても法律の素人にはやや難しい話になってしまうので、ここはもう少し時間をかけて説明していただきかった点です。

海保氏のあとに登壇された武藤類子さんは「お話を聴いて、たいへん感激しました」と思わず涙ぐまれていましたが、私も同感でした。起きたことをあたかもなかったかのように振舞ったり、忘れたふりはせず、きちんとフクシマに向き合い続けようとするその姿勢が、聴く人の心を打つのだと思います。

「この国は法治国家といえるのだろうか」、「この国の司法は機能しているのだろうか」と問わずにはいられないようなことが多いこの頃ですが、

現職の裁判官のなかにも海保氏のような方が、多数派ではないけれど、必ずいるはずです。そう思うと、少し灯りが見えるような気になりました。

後藤由美子さんのお話

子ども脱被ばく裁判に注目を！

（後藤さんは「子ども脱被ばく裁判を支える会・西日本」の中心メンバーとして活動しておられます。今回、極めて多忙な中を「包囲活動」に参加されています。スタンディングとバス内で発言された内容の要約です。）

私は裁判の支援をしております。支える会西日本の事務局長をしております後藤由美子です。

一昨日、第 12 回口頭弁論が福島地裁で開かれました。そのあとで原告さんのお宅を訪ねるんです。いっぱい不安を抱えたお父さんお母さんが、ほんとうに毎日毎日大変ななか、必死に闘っています。命を懸けて闘わざるを得ないんです。ふつうの人ですよ。それを踏みにじる判決は本当に許せません。

子どもたちが原告にならざるを得ない福島の状況、とても話もできないようななかで、原告になってくれた子どものために、私はその子どもの怒りをいただきながら、これから生きていきたいと思うし、日本中がそれを真つ暗な中でともしびとして生きていかななくてはならないと思います。

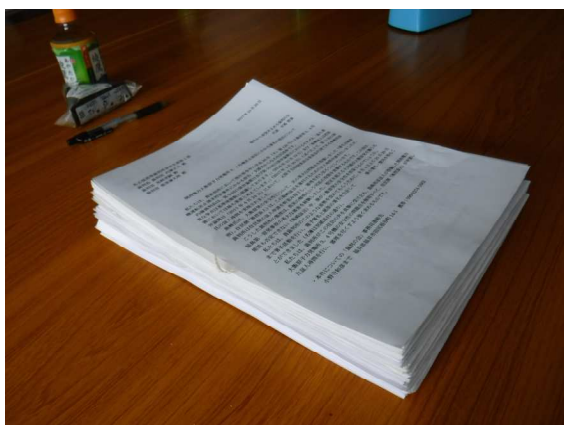
原告さんが昨日、日本三大不動尊といわれる中野不動尊というところに連れて行ってくれました。福島市にあります。大きな滝の後ろにず〜っと、不動さんの洞窟が手で彫ってあります。そのなかに何体も、不動さんが祀ってありました。怒りをず〜っと持ち続けている福島の土を思いました。ここには童子という子どもの姿もありました。子どもとこの不動さん、ああこんなに近いものだったんだと思いました。

どうか皆さん、福島の子どもの脱被ばく裁判にご注目ください。子どもたちが原告にならざるをえ

ないようなこの国のなかで、それにつながる大人があるんだということを子どもたちに伝えていきましょう。よろしくお願いします。

署名のお礼

10 月 20 日行動で提出した署名の筆数は 2730 筆でした。内訳はネット署名が 1492 筆、紙媒体の署名が 1238 筆でした。電子署名が先行しましたが、その後、紙媒体の署名が尻上りに集まりました。紙媒体の署名については、関西・中京・北陸を中心に多くの支援者の皆さんが集めてくださいました。この場を借りてお礼申し上げます。なお、それ以降に集まった署名については、11 月 20 日に裁判所に提出しますので、同月 19 日必着で提出をお願いします。



上は提出した署名の束。紙版はそのまま、電子署名はプリントアウトとしてこの量です。



前夜・・・筆数の確認をする岡山の M さん

写真スクラップ



デモで使う宣伝カーのキャッチコピーは、四高記念公園で取り付け、金沢から福井に帰るときには撤去するというをやっていました。高速で飛んでしまうので。



『樋口判決要旨』は受取ってもらうのが大変！



修学旅行の中学生？大人よりは好奇心丸出し！



新聞スクラップ

て



買い物客に啓発品を配る参加者
 〓敦賀市のアルプラザ敦賀店で



最高裁が特別抗告棄却

2017
10/4 大飯原発訴訟 裁判官忌避で
毎日

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)運転差し止め訴訟の控訴審で、住民側が内藤正之裁判長ら裁判官3人の交代を求めた忌避申し立てについて、最高裁第1小法廷(小池裕裁判長)は、却下した名古屋高裁金沢支部の決定を支持し、住民側の特別抗告を2日付

高浜原発訴訟の
元裁判長が講演

金沢

一九九三年の関西電力高浜原発2号機(高浜町)を巡る訴訟で裁判長を務めた海保寛さん(〓)宮崎市〓の講演が、金沢市内であった。

訴訟で、危険性を認めつつも訴えを退けた。最高裁がその前年、四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)の訴訟で示した判決の影響があったと振り返り、「専門家の意見を尊重すべきだとされ、安全だと主張する電力会社や審査委員会を信頼した。今思えば認識が甘かった」と悔いをにじませた。今後の原発訴訟のあり方

▼編集ノート: 10月6日号外でお伝えしたように、毎週木曜日に福井から金沢の

裁判所へ通って、抗議行動をしている石森修一郎氏は、11月20日まで「週一行動」を続ける予定です。時間は朝の7時半から8時半頃までです。金沢市内の皆様、よろしければお声かけください。▼これも10月6日号外で紹介した「原告行脚ムービー作成」も継続中です。脱原発へのお考えをお一人1分半程度話していただけたらと思います。一人一人の思いの確認を通じての原発のない社会に向けた無名の原告のささやかなつながりの再確認の作業です。動画撮影&公開が大丈夫な方は、表紙の小野寺恭子まで連絡を！▼次回口頭弁論期日の11月20日、内藤裁判長ははたして結審を強行するのか。それまでに海保寛さんの発言に目を通してもらえないかなあ……。いずれにせよ、裁判は天王山を迎えつつあります！一人でも多くの皆様の傍聴、そして傍聴できなかった方は裁判所前でのスタンディングに参加を！



原発訴訟について語る海保寛さん=金沢市内で

について「何か一つの基準、よりどころがないと判断を下すのは難しい」と語る一方、住民の請求棄却が続くことには「福島の事故を踏まえて審理に当たって

いるのか。私も不思議だ」と疑問を示した。

講演は、関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを求めた訴訟の原告側でつくる「福井から原発を止める裁判の会」の集会の一環。

原告は集先に立ち、名古屋高裁金沢支部に対して大飯原発訴訟の控訴審の審理継続を求め、一千七百三十人分の署名を提出した。同支部は十一月二十日の口頭弁論で結審する方針を決めている。

(小坂亮太)

お断り 「嶺南いい場所
 こんな場所」は休みまし
 た。

レイアウト・中場 雅己